

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (3) 報酬とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行にともない発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び飯能市から選任されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- | | | |
|---------|-----------------|-----------|
| (1) 役員 | 理事会、監事会、三役会への出席 | 5,000円/1日 |
| (2) 評議員 | 評議員会への出席 | 3,500円/1日 |

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人飯能市社会福祉協議会職員の旅費に関する規程（昭和56年4月1日適用）の規定を準用し、支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年3月29日、法律第45号）第59条の2第1項第2号に規定する報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。